

## 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

御注意

資本金の額又は出資金であつても、その発行満了して判定してください。

金の額が三千万円を超える法人（農業協同組合等を除きます。）はこの制度の適用がありません。なほ消滅株式又は出資の総数又は総額の一割以上を大規模法人に所有されている法人については、この制

制度の適用がありませんので、御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載）。

## 別表六（十一）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の6第2項又は第3項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

(1) 特定機械装置等を事業の用に供した事業年度（供用年度）

(2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」には、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

3 「差引改定取得価額<sup>9</sup>」は、措置法<sup>10</sup>((7)-(8))又は<sup>11</sup>((7)-(8))× $\frac{75}{100}$ 」

第42条の6第1項第4号に掲げる減価償却資産にあっては、「(((7)-(8))× $\frac{75}{100}$ )」を適用して計算した金額を、同項第1号から第3号までに掲げる減価償却資産にあっては「((7)-(8))」を適用して計算した金額を記載します。

4 「当該控除可能額等<sup>24</sup>」の外書には、措置法令第27条の6第8項（連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合、翌期繰越額の計算は、当該控除未済超過額を含めて計算します。

5 「翌期繰越額<sup>25</sup>」の各欄の外書には、措置法第42条の11（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六（二十四）の「法人税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。

6 「機械装置等の概要」には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。

中小企業者の判定							
発行済株式又は出資の総数又は総額		a		大株 規式 模数 法等 人の の明 保細 有す る	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数		b	人		1		g
大数規等 模の法 保人有 の割合 株合式	第1順位の株式数又は出資 金の額	c					h
保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	%			i		
大規模法人合計の株式数又 は出資金の額	e				j		
保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	%		計 (g) + (h) + (i) + (j)	k		

この表の各欄は、その特定機械装置等を事業の用に供した日の現況により記載するほか、次によります。

- 「保有割合d」が50%以上となる場合又は「保有割合f」が3分の2(66.666…%)以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんから注意してください。
- 「大規模法人の保有する株式数等の明細g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。